

別姓で不妊治療を受けられる方へのお知らせ

当院では、別姓カップルに不妊治療を行う場合、それぞれが別のパートナーと婚姻関係にないことを確認させていただいております。

別姓とは、事実婚・婚約中の方になります。外国人入籍済別姓・健康保険証氏名変更未の方も、この別姓カップルの対象となります。

別姓カップルが育児希望で検査・治療を行う場合には、治療周期開始前に、以下の書類提出が必要です。

<事実婚・婚約中の方必要書類>

1. 本人とパートナーの戸籍抄本（北°-可）
2. 本人とパートナーの住民票（北°-可・続柄の記載があるもの）
3. 別姓カップルへの同意書（本人とパートナーの自筆で記入）

※注意

合計5枚です。

住民票と戸籍抄本は発行日から3ヶ月以内のものをお願いします。

<外国人入籍済別姓・健康保険証氏名変更未の方必要書類>

1. 本人とパートナーの住民票（北°-可・続柄の記載があるもの）
又は、婚姻届受理証明書
2. 別姓カップルへの同意書（本人とパートナーの自筆で記入）

全ての書類提出がない場合、上記の治療を行うことができませんのでご了承ください。

なお、ご入籍されましたらお手数ですが、速やかにお申し出いただきますようお願い致します。その際は入籍の確認として、住民票（北°-可・続柄の記載があるもの）もしくは双方の健康保険証の提出をお願い致します。

ご理解の上、ご協力お願い申し上げます。

まるた ART クリニック
院長 丸田 英